

緊急対応規程

社会福祉法人
道南福祉ねっと

第1章 総則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人道南福祉ねっとが運営する施設における緊急事態に関し必要な事項は、法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、緊急事態における施設利用者の人命を保護するとともに、緊急事態による被害・加害の軽減に努めることを目的とする。

(施設長等の責務)

第3条 総合施設長は、施設利用者等の生命・身体の安全及び犯罪等の抑止を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 施設の職員、施設利用者等及びその他許可を得て施設を利用する者は、この規程の定めるところにより、協力して事態に対処しなければならない。

第2章 組織及び業務等

(緊急時の統括等)

第4条 総合施設長は、緊急事態に関し統括する。但し、総合施設長職が不在の場合は理事長がその職務に就くものとし、以下の条項においてもこれに準ずるものとする。

2 職員は、総合施設長を補佐し、緊急事態に関し統括する。

3 職員は、緊急事態に関する事務を処理する。

(緊急事態対応会議)

第5条 施設に、緊急事態対応会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、緊急事態に関する重要事項を審議する。

3 会議の組織については別に定める。

4 会議に議長を置き、総合施設長をもって充てる。

5 議長は、年に1回の定例会議の他、必要に応じて会議を招集する。

6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の任務)

第6条 会議は、緊急事態に関し以下の事項を審議する。

(1) 事故等緊急事態対応計画に関する事項

(2) 緊急対応諸規程に関する事項

(3) 緊急事態への対応に関する教育・訓練に関する事項

(4) その他緊急事態に関する事項

(緊急対応組織)

第7条 緊急事態発生時における被害・加害を最小限度にとどめるため、総合施設長を最高責任者として、緊急対応組織を編成する。

2 緊急対応組織は別に定める。

3 緊急対応組織は、勤務時間外にあっても編成し、任務に就くものとする。

第3章 緊急事態への対応に関する教育

(緊急事態への対応に関する教育の実施)

第8条 総合施設長は、職員及び施設利用者等に対し緊急事態に関する必要な知識の醸成及び対応に関する具体的な方法の習得を図るため、緊急事態への対応に関する教育を実施するものとする。

第4章 緊急事態への備え・対応等

(緊急の連絡方法等)

第9条 総合施設長は、勤務時間外における緊急事態の発生に備え、関係者への緊急の連絡方法及び連絡順序(以下「緊急連絡網」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

2 緊急連絡網は、法人の定める職員等関係者緊急連絡網に基づく。

(緊急事態発生確認者の措置)

第10条 緊急事態発生の確認者は、その状況に応じ、初期的対応に努めるとともに、事務所又は消防、警察機関等へ通報しなければならない。

(情報収集・安否の確認等)

第11条 職員は、非常事態に関し迅速に情報を収集するとともに、現状を速やかに総合施設長に報告するものとする。

第12条 職員は、施設利用者等の安否の確認状況や緊急事態の概要について、電話等の手段を講じて速やかに総合施設長に連絡するものとする。

(緊急事態対応遂行要員の確保)

第13条 職員は、職務遂行可能な者の把握に努め、緊急事態対応業務を遂行する要員を確保するものとする。

(応急措置)

第14条 職員は、緊急事態による行方不明者等の発見に努めるとともに、利用者の救護等に必要な措置を講ずるものとする。

第15条 職員は、緊急時の様態による適切な措置を講ずるものとする。

第5章 事故等の報告、記録の保存

(報告義務)

第16条 総合施設長は、緊急事態に係る事故等の様態について、その種類、原因、内容等を、速やかに行政関係機関に報告するものとする。

(事故報告書の提出)

第17条 総合施設長は、緊急事態の処理完了後、係る事故等の様態について、行政関係機関に別に定める様式に基づく事故報告書を提出するものとする。

(事故等記録簿)

第18条 総合施設長は、別に定める様式に基づく事故等記録簿を備え、緊急事態への対応の状況等について、その記録を累積し、緊急事態への対応の重要な参考資料に資するよう努めなければ

ならない。

第5章 雑 則

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 17年 3月20日から施行する。

この規程は、平成 19年 7月31日から施行する。

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

緊急事態対応会議

緊急対応規程第 5 条に基づき、下記のとおり緊急事態対応会議を組織する。

議 長	総合施設長
委 員	総合代表
	管理課長
	職 員
	ボランティア代表

緊急対応組織

緊急対応規程第 7 条に基づき、下記のとおり緊急対応組織を編成する。

